

議案第 37 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

資料 1 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の改正概要

1 改正理由

丹波少年自然の家事務組合の解散に併せて識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を改正するため、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する。

2 改正内容

規約の加入団体から丹波少年自然の家事務組合を削り、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を 3 年から 4 年とする。

3 附則事項

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （略）

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。